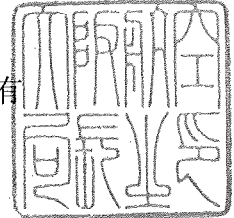


阪空事安第 5 号
令和 6 年 6 月 28 日

オリエンタルエアブリッジ株式会社
代表取締役社長 杉浦 賢 殿

国土交通省 大阪航空局長

村田 有



航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告

本年 5 月 18 日、貴社所属の確認主任者（整備従事者）が、前日の飲酒の影響により出社前の自主検査でアルコールが検知されていたが、長崎空港内の主基地に出社し、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま整備業務を実施し、その後に実施したアルコール検査において当該確認主任者からアルコールが検知されていた旨、5 月 21 日に貴社から国土交通省大阪航空局に報告があった。

また、その後の貴社からの報告により、事案当日、当該確認主任者は、貴社航空機（ボンバルディア式 DHC-8-201 型：JA803B）の除氷装置の修理作業を実施していたが、必要な機能点検を実施しないなど作業基準に基づく作業を行っておらず、その整備記録も作成されず、また、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づく確認も行わないまま、5 月 23 日に運航を停止するまでの間、当該航空機を運航に供していたことが判明した。

これらの報告を受けて、法第 134 条第 1 項に基づく報告徴収を実施するとともに、5 月 23 日及び 24 日並びに 6 月 4 日から 6 日に同条第 2 項に基づく立入検査を実施した結果、下記 1. の事実（以下「本件事実」という。）が確認された。

本件事実については、下記 2. のとおり、法第 112 条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、下記 3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

なお、講じた措置については、本年 7 月 26 日までに報告されたい。

記

1. 確認主任者（整備従事者）の整備作業開始前のアルコール検査の不正事実等

（1）整備作業開始前のアルコール検査の不正事実

- ① 本事案に係る確認主任者は、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま、整備業務（シフト責任者としての業務、飛行前点検、除氷装置の修理作業等）を実施した。また、その後にアルコール検査を実施したが、必要な立会者を置かずに実施するなど適切に行っていない

かった。さらには、当該確認主任者は、事案当日の業務日誌に当該確認主任者を含めたシフト全員が適切にアルコール検査を実施した旨の虚偽の記載を行った。

- ② 当該確認主任者は、前日の飲酒の影響により出社前の自主検査でアルコールが検知された。当該確認主任者は、酒気を帯びている可能性を認識しながら出社し、上記の不正を行った。
- ③ 上記整備業務後に実施したアルコール検査において、当該確認主任者からアルコールが検知 (0.06mg/ℓ) された。このことから、当該確認主任者は、酒気を帯びた状態で上記整備業務を行っていたと認められる。
- ④ 当該確認主任者と同じシフトの整備従事者の一部は、当該確認主任者が整備作業前のアルコール検査を未実施であり、酒気を帯びていた可能性があること知りながら、当該確認主任者の整備作業を中断させたり、会社に報告したりするなどの措置を講じなかった。

(2) 作業基準に基づく整備作業を行わなかった事実

- ① 本事案に係る確認主任者は、事案発生当日に整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま行った整備業務のうち、飛行前点検については他の整備従事者にやり直しをさせたが、除氷装置の修理作業については同様の措置を取らなかった。
- ② 当該確認主任者が行った除氷装置の修理作業は、必要な機能点検を実施しないなど作業基準に基づいて実施されていなかった。
- ③ 当該確認主任者は、除氷装置の修理作業に関し、法第 19 条第 1 項に基づく確認も行わないまま、当該航空機を運航の用に供した。また、当該作業に係る整備記録については、当該確認主任者が作成途中であったが、当該整備業務後に行ったアルコール検査でアルコールが検知されたことを受けて廃棄していた。
- ④ 貴社は 5 月 21 日夜に当該確認主任者がアルコール検査を実施しないまま除氷装置の修理作業を実施していたことを把握し、目視点検及び作動点検を実施したうえで翌日 22 日に運航に供したが、同日夜に当該確認主任者が作業基準に基づいて適切に作業を行ったことが確認できなかったため、23 日から当該航空機の運航を停止した。その結果、当該航空機は、5 月 18 日から 22 日までの 5 日間 (計 30 便)、適切な整備作業が行われていない状態で運航に供された。

(3) 会社として本事案の把握が遅れた事実

- ① 上記 1. (1) の整備作業開始前のアルコール検査の不正事実については、当該確認主任者及び同じシフトの整備従事者のいずれも会社には報告しなかった。同じシフトの整備従事者から話を聞いた整備部員が 5 月 21 日に管理職に報告がなされるまで会社として本事案を把握できなかった。
- ② 上記 1. (2) の作業基準に基づく整備作業を行わなかった事実については、当該確認主任者は会社に報告しなかった。除氷装置の修理作業を当該確認主

任者と一緒に実施した一般作業員が5月21日に報告するまでの間、会社として本事案を把握できなかった。その結果、当該航空機は、5月18日から22日までの5日間（計30便）、適切な整備作業が行われていない状態で運航に供された。

（4）本事案以外にも整備作業開始前のアルコール検査の記録漏れがあった事実

- ① 本事案を受けて、記録上確認することが可能な昨年度以降の整備作業開始前のアルコール検査結果の実績を確認した結果、整備作業のための勤務実績があるにもかかわらずアルコール検査結果の記録が確認できない事案が3件あることが判明した。
- ② これらの3件には1年以上前の事案も含まれており、これらの整備作業開始前のアルコール検査が適正に実施されていることを会社として適切に管理していなかった。

2. 業務改善勧告の理由

上記1.（1）のとおり、整備作業前のアルコール検査を適切に実施する体制となっておらず、その結果、当該確認主任者が酒気を帯びた状態で整備業務を行ったことは、整備規程及び業務規程に違反する行為と認められる。また、当該確認主任者は、自身が酒気を帯びている可能性があることを認識しながら整備作業前のアルコール検査を実施しないまま整備業務を行っており、業務日誌に適切にアルコール検査を実施したとの虚偽の記載を行っていたことから、意図的に違反行為を行った悪質な行為と認められる。

さらには、上記1.（2）のとおり、当該確認主任者は、除氷装置の修理作業を実施したが、必要な機能点検を実施しないなど作業基準に基づく作業を行っておらず、法第19条第1項に基づく確認も行わないまま、運航の用に供した。また、作成途中だった整備記録を廃棄する悪質な行為も行っており、その結果、5月18日から22日までの5日間（計30便）、適切な整備作業が行われていない状態で運航に供された。これらは、航空法並びに整備規程及び業務規程に違反する行為であり、特に、酒気を帯びた状態で整備業務を開始し不適切な修理作業を行った行為は、安全上重大な事案を発生させるおそれのある重大な違反行為である。

加えて、上記1.（1）④及び1.（3）のとおり、当該確認主任者のみならず、同じシフトの整備従事者も当該確認主任者の整備作業を中断させたり、会社に報告したりするなどの措置を講じなかったことにより、会社としての本事案の把握が遅れたことは、飲酒に関する安全意識の徹底が十分ではないと認められる。また、上記1.（4）のとおり、本事案以外にも整備作業開始前のアルコール検査の実施が確認できない事案があったことを踏まえると、貴社において当該検査の実施状況を適切に管理していたとは言えない。貴社に対しては、令和元年7月5日付で不適切な整備業務を受けて業務改善勧告等、令和2年5月1日付で運航乗務員の飲酒事案を受けて厳重注意をそれぞれ行ったが、今般このような違反行為等があったことは、貴社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

以上のことから、本件事実は、法第112条の「輸送の安全、利用者の利便その他

公共の利益を阻害している事実」に該当すると認められる。

3. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2. のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められた。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における航空の安全の確保をするため及び飲酒対策を含めた安全管理体制の抜本的な再構築等の改善を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

(1) 飲酒対策を含めた安全管理体制の抜本的な再構築

本事案の要因分析を確実にを行い、二度と同種事案を再発させないために十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を再構築し、全社員に対して飲酒対策を含めた安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

また、全社的に安全運航を最優先する意識の醸成を図り、安全統括管理者及び部門長が運航・整備の現場の状況を把握し、迅速かつ適切に情報を共有した上で共通の認識を持ち、運航規程及び整備規程並びに業務規程に従った業務が確実にを行うことができる環境となるよう安全管理体制を再構築するとともに、継続的にこれを改善していくこと。

(2) 整備規程及び業務規程によるアルコール検査体制の再構築

整備従事者によるアルコール検査が適正かつ確実に行われ、立会者の主体性と独立性を確保してその機能を果たすようアルコール検査体制を見直すこと。

また、整備に係る業務について、当該アルコール検査の完了を確認した後でなければ実施することができないような仕組みを導入し、その実施状況を適切に管理するための体制を改善するなど、不正な検査や検査未実施を防止する仕組みを再構築すること。

(3) 整備規程及び業務規程の確実な理解及び適切な整備業務の実施

本事案を踏まえ、不適切な整備の実施の防止、安全意識並びに法令及び規程等の遵守を確保するため、整備規程及び業務規程（関連規定を含む。）に規定される内容の確実な理解を得るため、十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を構築するとともに、継続的にこれを改善していくこと。

以上